

## 採用基準

### 1 福井県主要農作物奨励品種等を定める作物

| 作物  | 種類         |
|-----|------------|
| 水 稻 | 水稲うるち 水稲もち |
| 麦   | 六条大麦 小麦    |
| 大 豆 |            |

### 2 奨励品種の採用基準

(1) 奨励品種に採用する場合には、概ね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

ア 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、奨励品種に採用しようとする品種が、普及対象地域の範囲または生産物の用途について制限のある場合を妨げない。

イ 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性または生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

(2) 奨励品種を採用する場合には、(1)の基準を基礎として奨励品種を普及上必要な種類に区分し、当該区分ごとに特別の名称を付すことができるものとする。

(3) 前項の区分の名称は、奨励品種、準奨励品種および認定品種とする。

ア 準奨励品種とは、稲、大麦、小麦および大豆については栽培地域が限定される品種および販売上必要な品種をいう。

イ 認定品種とは、奨励品種としていた品種を廃止したが、需要等の要請により奨励する品種をいう。

### 3 奨励品種の廃止基準

奨励品種採用後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができる。

(1) 奨励品種の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合

(2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合

(3) 当該品種に係る作付け面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しがない場合

(4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合

(5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

(福井県主要農作物奨励品種等決定審査要領より一部抜粋)